特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	医療費助成事務（小児等）基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉備中央町は、小児及び生徒に係る医療福祉費支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

岡山県吉備中央町長

公表日

令和8年10月17日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療費助成事務（小児等）
②事務の概要	子ども医療費の給付を実施するための事務を行う。 ・小児等(0歳から満18歳に達した日以後、最初の3月31日までの者)に係る医療費の自己負担分を補助する事務を行う。 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る医療福祉費支給事務＞ ・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	小児等医療システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名
子ども医療費給付情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2号及び第6号 吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長の役職名	保健課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吉備中央町　総務課　716-1192　岡山県加賀郡吉備中央町豊野1－2

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吉備中央町　総務課　716-1192　岡山県加賀郡吉備中央町豊野1－2

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの 真正性確認を行うこととしている。 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 複数人での確認などを行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	Ⅰ－1　③システムの名称	小児等医療システム(V2)、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	小児等医療システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事後	
令和8年3月1日	Ⅰ－3　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第6項 吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2号及び第6号 吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	
令和8年3月1日	Ⅳ　リスク対策		8の項目の選択肢、判断の根拠を追記	事後	様式改定による
令和8年3月1日	Ⅳ　リスク対策		11の項目の選択肢（2項目）、判断の根拠を追記	事後	様式改定による
令和8年10月7日	Ⅱ　しきい値判断項目	対象人数、取扱者数‥令和6年4月1日時点	対象人数、取扱者数‥令和8年10月1日時点	事前	PMH改修等に伴う見直し